

(平成23年1月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 19 件

厚生年金関係 19 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 31 件

厚生年金関係 31 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年11月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成6年10月1日から7年1月6日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成6年10月から同年12月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から7年1月6日まで
私は、昭和60年7月から平成7年1月まで、A社に勤務していた。
平成7年1月に会社が倒産したことにより、健康保険被保険者証を返納したが、その時に厚生年金保険の標準報酬月額が15万円になっていることを知った。当時の私の給料は36万円であり、厚生年金保険料も36万円に見合った保険料を給与から控除されていたと思う。
調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年11月1日から6年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する36万円と記録されていたところ、同年3月7日付けで5年11月1日に遡って15万円に訂正処理されている

ことが確認できる。

また、申立期間当時にA社で経理事務を担当していた同僚は、「当時、会社が社会保険料を支払えず、社会保険事務所へ度々相談に行き、同所の担当者から、社長の厚生年金保険被保険者資格の喪失及び従業員の標準報酬月額引下げを遡って行わないと、従業員全員の厚生年金保険被保険者の資格を喪失すると言われ、標準報酬月額を引き下げる届出を行った。」と証言しているところ、オンライン記録から、当該同僚を含む複数の同僚が、平成6年3月7日付けで5年11月1日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるほか、同社の事業主は、6年3月9日付けで5年10月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に基づく定時決定による標準報酬月額が取り消され、同日付けで同年6月1日に遡って厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、当該期間における標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の5年11月から6年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成6年10月1日）で15万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成6年10月1日から7年1月6日までの期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額は、申立人から提出されたA社の平成6年分の給与所得源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年1月1日から6年6月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年6月1日から平成10年3月21日まで
私は、昭和56年4月1日から平成10年3月20日まで、A社において、B職として勤務していた。

申立期間当時、月給は20万円から35万円ぐらいあったが、昭和61年6月から標準報酬月額が不自然に減額しており、給与支給額に見合う標準報酬月額となっていない。また、平成5年1月から6年5月までの標準報酬月額が遡って8万円に引き下げられているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年1月1日から6年6月1日までの期間については、オンライン記録では、当初、申立人の当該期間の標準報酬月額は20万円と記録されていたところ、同年4月26日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほかに70名以上の被保険者についても、同様の標準報酬月額の訂正処理が行われている。

また、滞納処分票により、当該期間において、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年4月26日付けで行われた訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所が標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録の訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 61 年 6 月 1 日から平成 5 年 1 月 1 日までの期間及び 6 年 6 月 1 日から 10 年 3 月 21 日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、それ以前の標準報酬月額と比較して低い額に記録されている。

しかし、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたかについては、これを確認できる資料は無く、申立人と同様に、当該期間に係る標準報酬月額が、それ以前の標準報酬月額と比較して低い額に記録されている同僚が所持する給与明細書によると、オンライン記録における標準報酬月額を超える給与支給額であったことは確認できるものの、控除されている厚生年金保険料はオンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料であることが確認できる。

また、当該期間については、遡った記録の訂正等の不合理な処理の形跡は見当たらない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和27年9月1日に、同資格の喪失日に係る記録を28年9月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月1日から28年9月24日まで

私は、昭和21年にA社に入社し、38年に退職するまで、同社に継続して勤務していた。途中、何度か労働組合の役員を務めたが、同社を退職したことは無く、継続して社員であったにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場の同僚の証言、申立人が昭和27年3月1日から同年8月31日まで役員を務めたC労働組合D支部における後任者の証言及び28年8月30日に設立されたE労働組合（現在は、F労働組合）が保管する機関紙から判断すると、申立人が申立期間において同社B工場に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、A社B工場に社員として入社した昭和21年9月から同社B工場がG社となった30年頃までの期間について、A社B工場H課、C労働組合及びE労働組合以外に勤務したことは無いとしているところ、C労働組合D支部に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した26年9月6日及びE労働組合に係る被保険者資格を喪失した29年3月6日には、いずれも直ちに同社B工場において被保険者資格を取得している。

さらに、F労働組合が保管する組合史には、申立期間当時、C労働組合が主導する労働争議のためA社の職場秩序が乱れ生産活動も著しく阻害されていたことから、これを終結させるためにE労働組合が設立された旨が記載されているところ、同労働組合が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年9月24日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、申立人以外の7名は、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

加えて、C労働組合D支部で厚生年金保険の被保険者であったほぼ全ての者は、同労働組合D支部で被保険者資格を喪失すると同時に、A社における従前の事業所に復帰し、被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和27年2月の社会保険事務所（当時）の記録、C労働組合D支部における同年8月の同記録、及びE労働組合における28年9月の同記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年9月から28年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和55年10月1日から56年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年12月29日から55年10月1日まで
② 昭和55年10月1日から56年10月1日まで
申立期間①については、全ての期間の給与明細書を所持しているわけではないが、オンライン記録のA社における標準報酬月額が適正であるか確認してほしい。

また、申立期間②については、オンライン記録の標準報酬月額は34万円となっているが、所持している給与明細書では、控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は36万円であり、給与明細書にも標準報酬月額は36万円と記載されているので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は34万円となっているが、申立人の所持する当該期間に係る給与明細書から、申立人は、36万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、上記の給与明細書には、社会保険標準報酬月額欄が設けられているところ、当該記載欄には、標準報酬月額が36万円と記載されている。

さらに、A社は、「給与明細書の標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出た金額を記載している。」旨を回答しているところ、申立人が所持する昭和55年5月から同年7月までの給与明細書を検証した結果、当該期間における報酬月額に基づく同年10月の定時決定に係る標準報酬月額は

36万円となることが確認できる。

加えて、申立人が所持する申立期間②以外の期間に係る給与明細書の社会保険標準報酬月額欄に記載されている標準報酬月額は、A社の申立人に係る事業所別被保険者名簿の標準報酬月額と全て一致しており、控除されている厚生年金保険料額も適切であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①について、当該期間のうち、昭和53年10月、同年11月及び54年1月から55年9月までの期間については、申立人が所持する給与明細書から、控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、A社の申立人に係る事業所別被保険者名簿の標準報酬月額及び給与明細書に記載されている社会保険標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社から提供された申立人に係る昭和52年分から同年55年分までの源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された金額を検証したところ、申立人が給与明細書を所持していない期間については、オンライン記録の標準報酬月額から算出した健康保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料額を加算した額とほぼ一致することが確認できる。

さらに、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、A社のほかの同僚と比較して著しく低額であるなどの事情も見受けられない上、申立人及び同僚について、標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を平成7年4月1日に、同資格の喪失日に係る記録を8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から8年4月1日まで
私は、平成5年5月1日からB社に在籍し、7年4月1日から8年3月31日までA社(現在は、C社)に出向し、D職(非常勤職員のE職)として勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の人事記録及び出勤簿から判断すると、申立人は申立期間においてA社にD職として勤務し、勤務時間については常勤職員とほぼ同一水準であったものと認められる。

また、C社の社会保険事務の担当者は、「D職であっても、1週間当たりの勤務時間が常勤職員の4分の3以上であれば、厚生年金保険に加入させていたと考えられる。」と回答している。

さらに、A社において申立期間にD職として勤務していた4名の同僚は、全員が厚生年金保険の被保険者となっており、連絡を取ることができた3名のうち2名は「厚生年金保険の加入について、事業主から加入を希望するか否かの確認はなかった。」と供述しており、残りの1名も「事業主から厚生年金保険の加入を希望するか否かの確認があったかは覚えていないが、D職であっても実態は常勤職員のE職と同様であり、厚生年金保険に

加入するものと認識していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、D職である同僚の申立期間における社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年4月から8年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年10月1日から10年8月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額記録を8年10月から9年9月までは50万円、同年10月から10年7月までは56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成8年10月から10年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から10年8月1日まで
私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社で勤務していた期間のうち、平成8年6月から10年7月までの標準報酬月額が、実際の報酬月額と相違している。当時の源泉徴収票を提出するので調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年10月1日から10年8月1日までの期間について、申立人が提出した8年分及び9年分の給与所得の源泉徴収票及び平成11年度の市民税・県民税特別徴収税額の通知書から、8年10月から9年9月までは50万円、同年10月から10年7月までは56万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、平成8年6月1日から同年10月1日までの期間については、申立人が提出した平成8年分給与所得の源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は不明としているが、申立人から提出された給与所得の源泉徴収票及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が平成8年10月から10年7月までの長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与所得の源泉徴収票及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書において推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年2月17日から同年6月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年2月17日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月から同年6月2日まで

私は、平成11年1月にA社B営業所に入社し、C業務を担当した。

しかし、厚生年金保険の記録によると、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が平成11年6月2日になっており、入社当初の5か月間の記録が無い。私が所持するA社が発行した給与明細書（平成11年3月から同年10月まで）によると、厚生年金保険料として4万770円が控除されている記載がある。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成11年2月17日から同年6月2日までの期間については、雇用保険の記録から、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された平成11年3月分から同年10月分までの給与明細書から、A社は厚生年金保険料を翌月控除としていたことが確認できるところ、当該給与明細書には、厚生年金保険料を控除されていた旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成11年2月17日から同年6月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成11年1月から同年2月17日までの期間について、申立人は、同年2月の給与明細書を保管しておらず、事業主は、保険料控除に係る資料が無く不明と回答している上、同僚からも申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除がうかがえる証言を得られない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年9月1日から同年10月1日までの期間、6年4月1日から7年11月1日までの期間及び同年12月1日から8年6月30日までの期間について、申立人の標準報酬月額を3年9月は41万円、6年4月から同年10月までは53万円に、同年11月から7年10月までの期間及び同年12月から8年5月までの期間は44万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成3年9月1日から同年10月1日までの期間及び7年12月1日から8年6月30日までの期間について、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められ、6年4月1日から7年11月1日までの期間について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月1日から4年6月1日まで
② 平成6年4月1日から7年11月1日まで
③ 平成7年12月1日から8年6月30日まで

私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社で勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支給された報酬金額と異なっている。給与明細書及び家計簿を提出するので調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の

訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間①のうち、平成3年9月1日から同年10月1日までの期間については、申立人が所持するA社の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額（41万円）がオンライン記録における標準報酬月額（32万円）を上回っていることが認められる。

申立期間②のうち、平成6年4月1日から同年11月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書及び家計簿により、報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額（53万円）がオンライン記録における標準報酬月額（32万円）を上回っていることが認められる。

申立期間②のうち、6年11月1日から7年11月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書及び家計簿により、申立人が当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（6年11月から7年9月までは32万円、同年10月は15万円）を超える報酬月額の支払を受け、報酬月額に見合う標準報酬月額（59万円）より低い標準報酬月額（44万円）に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

申立期間③については、申立人が所持する給与明細書及び家計簿により、申立人が当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（15万円）を超える報酬月額の支払を受け、報酬月額に見合う標準報酬月額（59万円）より低い標準報酬月額（44万円）に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成3年9月は給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額から41万円、6年4月から同年10月までは給与明細書及び家計簿から確認できる報酬月額及び保険料控除額から53万円、同年11月から7年10月までの期間及び申立期間③については、給与明細書及び家計簿から確認できる保険料控除額から44万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成3年1月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から4年6月1日までの期間については、給与明細書及び家計簿により、報酬月額に見合う標準報酬月額（3年1月から同年7月までは41万円、同年8月及び同年10月から4年5月までの期間は53万円）は、オンライン記録における標準報酬月額（3年1月から同年8月までは32万円、同年10月から4年5月は41万円）よりも高額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（3年1月から同年4月までの期間及び同年6月から同年8月までの期間は30万円、同年5月は32万円、同年10月から4年5月は41万円）は、オンライン記録

の標準報酬月額より低額又は一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、これを認めることはできない。

なお、申立期間①のうち平成3年9月1日から同年10月1日までの期間及び申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和23年6月1日から24年12月29日までの期間について、事業主は、申立人が23年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、24年12月29日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該期間に係るA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年6月及び同年7月は600円、同年8月から24年4月までは8,100円、同年5月から同年11月までは8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和24年12月29日から25年1月13日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を24年12月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月1日から25年1月13日まで
私は、昭和14年4月にA社に入社し、49年3月に定年退職するまで、同社に継続して勤務していた。ところが、ねんきん特別便の記録を確認したところ、同社に勤務していた期間のうち、23年6月1日から25年1月13日までの期間の記録が欠落している。欠落している期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和23年6月1日から24年12月29日までの期間について、B社及びD健康保険組合が提出した労働者名簿並びに申立人が提

出した同社が発行した 35 年勤続賞状から、申立人は当該期間に A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日の月が相違する者が、昭和 23 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、24 年 12 月 29 日に同資格を喪失した基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

さらに、上記名簿の被保険者記録は申立人の基礎年金番号と同一である上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び申立人の厚生年金保険被保険者証により、当該被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、A 社の事業主は、申立人が昭和 23 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、24 年 12 月 29 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和 23 年 6 月及び同年 7 月は 600 円、同年 8 月から 24 年 4 月までは 8,100 円、同年 5 月から同年 11 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和 24 年 12 月 29 日から 25 年 1 月 13 日までの期間について、B 社及び D 健康保険組合が提出した労働者名簿並びに申立人が提出した同社が発行した 35 年勤続賞状から判断すると、申立人は当該期間において A 社に継続して勤務し（昭和 24 年 12 月 29 日に同社本社から同社 C 工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 25 年 1 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成13年6月は20万円、同年7月から15年6月までは24万円、同年7月から16年8月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年6月1日から16年9月1日まで
私は、昭和61年9月から平成18年5月までA社で勤務したが、ねんきん定期便では、当時の給料額より標準報酬月額が低い金額で記録されていることに気が付いた。給与明細書及び源泉徴収票があるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した申立期間に係る給与明細書及び平成13年分、14年分、15年分及び16年分の給与所得の源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料額から、13年6月は20万円、同年7月から15年6月までは24万円、同年7月から16年8月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、給与明細書及び源泉徴収票において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書及び源泉徴収票において推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和33年9月1日から同年10月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年9月1日から同年10月1日まで
② 昭和59年1月31日から62年1月31日まで

夫が、A社に勤務していた期間のうち、同社本社から同社B支社に転勤となった昭和33年9月1日から同年10月1日までの期間が、厚生年金保険の被保険者となっていないことから、記録を訂正してほしい。

また、A社を定年退職した翌日の昭和59年1月31日から62年1月30日まで、C財団に事務長として嘱託で勤務したが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることから、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社が保管している申立人に係る社内履歴から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和33年9月1日に、同社本社から同社B支社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和33年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円

とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、上司の証言から、申立人がC財団に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間②のうち、昭和59年1月31日から61年1月30日までD健康保険組合の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

また、申立期間②当時は、厚生年金保険の被保険者であれば老齢年金が支給停止されるどころ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②及びそれ以降においても老齢年金を全額受給していることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成6年6月26日）及び資格取得日（平成6年7月4日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月26日から同年7月4日まで

私は、昭和58年1月から平成8年2月までA社に継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、同社に勤務していた期間のうち、6年6月26日から同年7月4日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務していたのは確かなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和59年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、平成6年6月26日に同資格を喪失後、同年7月4日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された給与明細書から、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、事業主は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除した。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる支払額及び厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付しなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和18年10月28日から20年8月24日までの期間について、A社の事業主は、申立人が18年10月28日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年8月24日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和27年3月1日から28年2月3日までの期間について、B社C支店の事業主は、申立人が27年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の同社C支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、28年2月3日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年10月28日から20年8月24日まで
② 昭和27年3月1日から28年2月3日まで

厚生年金保険の被保険者記録では、昭和18年10月28日から20年8月24日までA社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。また、私は、B社（現在は、E社）に21年6月に採用され、53年5月に退職するまで勤務したが、27年3月1日から28年2月3日までの期間が空白となっている。それぞれの申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、資格取得日が昭和18年10月28日、資格喪失日が20年8月24日となっている申立人と同姓同名で、生年月日が一致している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、前記の被保険者名簿の被保険者番号は、申立人の基礎年金番号と同一であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、申立人が昭和18年10月28日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年8月24日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額は、上記の厚生年金保険被保険者記録から、60円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の記録及びE社事業主の証言により、申立人がB社に当該期間も継続して勤務(昭和28年2月3日に、B社C支店から同社D支店へ異動)していたことが認められる。

また、B社C支店の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、資格取得日が昭和27年3月1日、資格喪失日が28年2月1日となっている申立人と同姓同名で、生年月日が相違している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、前記の未統合の被保険者記録の被保険者番号は、申立人の基礎年金番号と同一であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、また、申立人のB社C支店から同社D支店への異動日は昭和28年2月3日であったと考えられることから、同社C支店の事業主は、申立人が27年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の同社C支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、28年2月3日であったと認められる。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額は、上記の厚生年金保険被保険者記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月31日から同年4月1日まで
私は、昭和32年3月にA社に入社し、42年4月にB社に異動した。厚生年金保険の記録では、同年3月の被保険者記録が欠落しているが、継続して勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る労働者名簿、同僚の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社及びそのグループ会社に継続して勤務し(昭和42年4月1日にA社からグループ会社のB社へ出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、当時の社会保険事務担当者の記憶から、申立てどおりの届出を行い、厚生年金保険料を納付したと主張しているが、事業主が資格喪失日を昭和42年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に

係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年8月21日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年8月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年8月21日から同年9月1日まで
② 平成14年1月1日から同年4月21日まで

私は、A社に平成13年6月21日から臨時雇用で、同年8月21日から年俸制の契約社員となり、14年4月20日まで勤務していた。13年9月から14年4月までの8か月分の給与明細書から厚生年金保険料が控除されている。申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、給与は年俸額の12分の1を月額でもらっていたので、平成14年1月からの標準報酬月額が9万8,000円に下がるのはおかしい。申立期間②の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、申立人の所持する給与明細書及び事業主が保管している厚生年金保険料増減内訳書から、申立人が当該期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社においては、厚生年金保険料は翌月控除であるとしているところ、上記給与明細書のうち、平成13年9月の給与明細書に厚生年金保険料が控除されていた旨の記載がある。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保

除料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の所持する平成 13 年 9 月の給与明細書の保険料控除額から、18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤ってオンライン記録どおりの資格取得に係る届出を行ったことを認めていることから、事業主が平成 13 年 9 月 1 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 8 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の所持する A 社の平成 14 年 1 月から同年 4 月までの給料明細書によると、申立人の主張どおり、20 万円以上の標準報酬月額に見合う報酬月額となっているが、給料明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、事業主は、「親会社である A 社と雇用契約後、子会社に出向させ、両社で勤務する形態をとっており、両社の取決めで双方の会社から別々に給与を支払い、子会社は適用事業所の届出を行っていないため、親会社である同社から支給される給与に見合う保険料のみを控除している。」と回答しているところ、事業主が保管している厚生年金保険料増減内訳書によると、平成 14 年 1 月から同年 4 月までの期間については、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、オンライン記録を見ても申立人の標準報酬月額について、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和21年1月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を90円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から21年1月4日まで

私は、昭和17年1月から21年5月まで、A社に勤務していた。それにもかかわらず、同社C支店から同社D出張所に異動した際の20年10月1日から同社D出張所がE支店に昇格した21年1月4日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員台帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C支店から同社D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和20年9月の社会保険事務所（当時）の記録から90円とすることが妥当である。

なお、オンライン記録においては、申立人の昭和21年1月4日から同年5月30日までの被保険者期間は、A社C支店における記録となっているが、同社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該被保険者期間は、同社E支店に係る記録であることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社D出張所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が一切無いところ、B社は、「申立期間当時の出

張所勤務の社員に係る厚生年金保険加入手続については、通常は母店（当該事案の場合は、C支店）で届出を行っていた。」と回答していることから、A社D出張所が昇格し、同社E支店が適用事業所となるまでは、申立人の同社C支店での厚生年金保険被保険者資格を継続させるべきであったと判断され、異動日については昭和21年1月4日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和40年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年6月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から40年5月までは2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月18日から40年6月1日まで

私は、昭和38年3月から40年5月末までA社に勤務した。厚生年金保険の記録では、39年6月18日から40年6月1日までの被保険者記録が欠落しているが、39年*月には長女も誕生し、厚生年金保険に加入していた記憶がある。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社での被保険者となった複数の同僚が申立人を記憶している上、申立人に係る雇用保険の記録から、該当事業所不明となっているものの、申立期間と重なる昭和38年6月6日に資格取得、40年5月31日に離職の記録が確認できることから、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格喪失日（昭和39年6月18日）より後の昭和39年10月1日における定時決定の記載が確認できるほか、被扶養者氏名欄には、同年*月*日に出生した長女の名前が確認できることから、事業主が申立人の資格喪失日を同年6月18日と届け出たとは考え難い。

さらに、当該被保険者原票の備考欄には、健康保険被保険者証の返納についての記載と思われる「督促年月日 40.6.16」との記載が確認できる

ことから、申立人は、昭和 40 年 6 月頃まで A 社において被保険者資格を継続していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 40 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者原票の記録から、昭和 39 年 6 月から同年 9 月までは 2 万 2,000 円、同年 10 月から 40 年 5 月までは 2 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和21年10月14日から同年11月1日までの期間及び23年7月20日から26年5月1日までの期間について、A社B事業所の事業主は、申立人が21年10月14日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年10月は330円、23年7月は600円、同年8月から同年10月までは4,200円、同年11月から24年4月までは8,100円、同年5月から26年4月までは8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和26年5月1日から同年5月2日までの期間について、申立人のA社本社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同年5月1日と認められることから、同社本社における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月14日から同年11月1日まで
② 昭和23年7月20日から26年5月2日まで

亡くなった夫は、昭和21年10月14日にA社（現在は、C社）に入社し、48年5月に役員就任のため退職するまで継続して勤務していた。しかし、21年10月14日から同年11月1日までの期間及び23年7月20日から26年5月2日までの期間は、厚生年金保険の被保険者となっていない。当該期間は、同社における内部異動であったものと思われるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②のうち、昭和21年10月14日から同年11月1日までの期間及び23年7月20日から26年5月1日までの期間について、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、21年10月14日に被保険者資格を取得し、26年5月1日に同資格を喪失している者の被保険者記録が確認でき、当該被保険者記録の年金手帳記号番号は、申立人の基礎年金番号と一致している。

また、C社が保管する人事記録及び同社が発行した職歴証明書から、申立人が昭和21年10月14日にA社に入社し、48年5月に役員就任のため退職するまで継続して同社に勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者名簿に係る被保険者記録は申立人のものと認められ、事業主は、申立人が昭和21年10月14日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿及び旧台帳の記録から、昭和21年10月は330円、23年7月は600円、同年8月から同年10月までは4,200円、同年11月から24年4月までは8,100円、同年5月から26年4月までは8,000円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、昭和26年5月1日から同年5月2日までの期間について、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は同年5月2日となっており、オンライン記録と一致している。

しかし、C社が保管する人事記録には、申立人が昭和26年5月にA社本社に異動になったことが記載されており、同社の人事業務を担当するD社は、「通常の異動では、異動前の事業所における被保険者資格喪失日と、異動後の事業所における資格取得日に空白期間が生じることは無い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社本社における資格取得日は、昭和26年5月1日と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 24 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）C 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年 4 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 8,100 円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和 42 年 9 月 3 日から同年 10 月 2 日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 D 支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年 10 月 2 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 6 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 42 年 9 月 3 日から同年 10 月 2 日まで

私は、昭和 24 年 4 月 1 日に A 社に入社し、平成 4 年 2 月に定年退職するまで継続して勤務していたが、昭和 24 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び 42 年 9 月 3 日から同年 10 月 2 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及び B 社から提出のあった人事記録から、申立人が昭和 24 年 4 月 1 日に A 社 C 支店に入社したことが確認できる。

また、申立人と同期入社である複数の同僚は、入社と同日の昭和 24 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記同僚の一人は、「申立人とは同期入社で、同じ昭和 24 年 4 月 1 日入社なので、申立人だけ資格取得日が相違するのはおかしい。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人の A 社 C 支店における昭和 24 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,100 円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の記録及び B 社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は A 社に継続して勤務し（昭和 42 年 10 月 2 日に同社 D 支店から同社 E 支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社 D 支店における昭和 42 年 8 月の社会保険事務所の記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②について、共に不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日まで
② 平成 14 年 1 月 5 日から同年 2 月 1 日まで

申立期間①について、私は、昭和 45 年 5 月 29 日を最終勤務日として A 社を退職したが、資格喪失日が同年 5 月 30 日となっている。同社は週休 2 日制で土曜日と日曜日が休日であったことから、同年 5 月 30 日及び同年 5 月 31 日は勤務していないだけで、私の在籍期間は同年 5 月 31 日までであると認めるべきである。

申立期間②について、私は、B 社を平成 14 年 1 月 4 日付けで退職したが、同年 1 月の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されている。私は、入社した昭和 45 年 6 月に支給された給与からも保険料が控除されていたと記憶しており、平成 14 年 1 月について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の供述及び複数の同僚の証言により、当該期間当時、A 社の休日は土曜日及び日曜日であることがうかがえるところ、申立人の同社の被保険者資格喪失日である昭和 45 年 5 月 30 日は、土曜日であることが確認できる。

しかしながら、企業年金連合会における厚生年金基金の記録によると、申立人の厚生年金基金加入員の資格喪失日は、昭和 45 年 5 月 30 日であることが確認でき、A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載と一致している。

また、オンライン記録において、申立期間より前に厚生年金保険被保険者資格を取得している 349 名の記録を調査したところ、月末が A 社の休日となっている月に退職する場合（関連会社へ転勤した者を除く。）、申立人が主張するように、休日も含めて被保険者期間とした上で翌月の 1 日を資格喪失日とする扱いをされている者はおらず、資格喪失日は、最終勤務日の翌日となっていることが認められることから、当時、同社は、最終勤務日を退職日としていたことがうかがえる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」としており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日としていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 45 年 5 月 30 日であり、申立人の主張する同年 5 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

申立期間②について、B 社の回答及び雇用保険被保険者記録から、申立人の同社における退職日は平成 14 年 1 月 4 日であることが確認できる。

また、申立人は、平成 14 年 1 月の給与明細書によると厚生年金保険料が控除されていると述べているが、B 社は、厚生年金保険料は翌月控除方式であったと回答している上、申立人は、同社を同年 1 月 4 日付けで退職したと供述している。

なお、仮に、申立人が B 社により平成 14 年 1 月の厚生年金保険料を控除されていたとしても、上述の厚生年金保険法第 19 条及び第 14 条により、申立人の資格喪失日は、同年 1 月 5 日であり、申立人の主張する同年 1 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月1日から22年12月1日まで

私は、A社に昭和21年6月1日に正社員として採用され、同社B工場勤務を命じられた。厚生年金保険の被保険者記録は、22年12月1日に資格を取得したこととなっているが、当時、会社が発行した辞令及び平成元年9月30日付けで退職した際の退職金計算書から入社日が昭和21年6月1日であることが確認できるので、当該期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社が発行した辞令及び同社から提供のあった人事記録カードにより、申立人が昭和21年6月1日に入社し、同社B工場に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間のうち、昭和21年6月1日から22年11月1日までの期間については、オンライン記録から、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年11月1日であり、当該期間においては適用事業所ではないことが確認できる。

また、オンライン記録から、A社本社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和22年6月1日であるが、同社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の名前は無く、申立人から名前の挙がった同社B工場の同僚についても、同社B工場が厚生年金保険の適用事業所となった同年11月1日に初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、それ以前の期間について同社本社の被保険者であったことは確認できない。

さらに、A社は、当時の資料を保管しておらず、当時の厚生年金保険の加入については不明であると回答しているが、同社B工場の健康保険厚生

年金保険被保険者名簿によると、同社B工場では、新規適用事業所となった昭和22年11月1日付けで15名、同年12月1日付けで14名が被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、事業主が一定の人数の従業員を2回に分けて取得させていたことがうかがえ、申立人は、健康保険の整理番号で*番目となっており、同年12月の取得者の中に確認できる。

加えて、申立人の雇用保険の被保険者資格取得日は昭和22年11月1日となっているが、申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格を同年12月1日に取得した複数の同僚についても、雇用保険の資格取得日は同年11月1日であることが確認できることから、当時、A社B工場では、厚生年金保険と雇用保険の加入は一体でなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与台帳、給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4958 (事案 948 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 22 日から 45 年 2 月 1 日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金で支給されたことになっていたため、年金記録確認第三者委員会に調査してもらったが、委員会の結論は、脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとのことであった。しかし、私が同社に勤務していた当時、姉から、脱退手当金は請求しないよう助言されていたので、脱退手当金を受給した覚えは無いと自信をもって言える。同社を退職する時に、退職の理由を同社に告げていない上、同社から脱退手当金についての説明も無かった。今回、改めて同社に問い合わせたが、同社によると、脱退手当金の支給及び代理請求の記録は無いとのことであった。申立期間の脱退手当金の支給記録について、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の受給に係る申立てについては、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和45年10月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、A社から申立人が脱退手当金を受給したとする記録は無いと

の証言を得たと述べていることから、改めて同社に申立人の脱退手当金の受給について問い合わせたところ、同社では、「当社が保管している社会保険台帳には、申立人の脱退手当金支給に関する記載は無い。資料は残っていないが、当社では、脱退手当金の代理請求は基本的に行っていなかったと思う。社会保険台帳には、申立人に限らず脱退手当金支給に関する記載は無く、退職者の脱退手当金の受給に関する記録の管理は行っていない。」と回答していることから、同社に保管されている社会保険台帳に申立人の脱退手当金受給に関する記録が無いことをもって、申立人が脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月3日から28年5月1日まで
② 昭和31年5月1日から同年9月1日まで

私は、昭和27年3月3日にA社に入社し、その後、時期ははっきり覚えていないがB社に転職した。

厚生年金保険の記録では、A社に入社した際の昭和27年3月3日から28年5月1日までの期間が被保険者期間となっておらず、また、転職した際の31年5月1日から同年9月1日までの期間も被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和28年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人の資格取得日は昭和28年5月1日と記載されており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日と一致している。

さらに、申立人と同時期に就職したとする同僚の厚生年金保険の資格取得日も、昭和28年5月1日である上、「当時、厚生年金保険料は給与から引かれていなかったと思う。」との証言を得ており、当該期間に係る厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いとしている。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人の同僚の証言から、申立人が当該期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は、昭和31年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人の資格取得日は昭和31年9月1日と記載されており、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日と一致している。

さらに、C組合が保管していた厚生年金保険被保険者資格記録カードにより、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年9月1日に申立人が同社で被保険者資格を取得したことが確認できる。

加えて、申立人と同時期に就職したとする同僚の厚生年金保険の資格取得日も、昭和31年9月1日である上、同僚から「当該期間においては、厚生年金保険料は給与から引かれていなかったと思う。」との証言を得ており、当該期間に係る厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いとしている。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 11 月 2 日まで

私は、高校の担任教師からの紹介で、高校卒業後の昭和 34 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、同年 11 月 2 日まで、C 業務に従事していた。当時、同様の作業をしていた同僚や、同期入社の子員の名前も記憶しており勤務したことは間違いないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から同期入社として名前の挙げた同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間に A 社の工場長であった者、上記同僚及び申立人が同じ作業をしていたとして名前を挙げた同僚から、同社は入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった旨の証言があるところ、申立人とは職種の異なる同僚は、厚生年金保険の資格を入社後約半年経過後に取得し、申立人と同様の作業をしていた同僚は、入社後約 2 年経過後に取得していることが確認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、整理番号の欠番も見当たらない上、申立人から同じ作業をしていたとして名前の挙げた別の同僚についても当該被保険者名簿に記録が無ことから、申立期間当時、同社では、入社後一定期間、厚生年金保険に加入させておらず、申立人も申立期間について同様の扱いをされたことがうかがえる。

さらに、B 社は、申立期間の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与台帳、給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から 55 年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間以前の 32 万円から、昭和 53 年 10 月から 54 年 7 月までは 26 万円に、同年 8 月から 55 年 7 月までは 30 万円に変更されているが、申立期間においては 35 万円ぐらいの給与をもらっていたので、標準報酬月額を変更前の 32 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録において、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間以前の 32 万円から、昭和 53 年 10 月から 54 年 7 月までは 26 万円に、同年 8 月から 55 年 7 月までは 30 万円に減額されているが、申立期間当時は毎月 35 万円ぐらいの給与が支給されていたと述べている。

しかし、A社の事業主は、申立人の申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料は残っていないと回答しており、申立人も給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社が加入していたB厚生年金基金の申立人に係る加入員台帳において、申立人の標準報酬月額は、算定基礎届により昭和 53 年 10 月 1 日付けで 26 万円に変更された後、月額変更届により 54 年 8 月 1 日付けで 30 万円に変更されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、上記の加入員台帳に記載された昭和 41 年 11 月 30 日から 61 年

10月1日までの期間の標準報酬月額とオンライン記録は一致している上、遡って記録訂正が行われた形跡も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 6 日から 2 年 12 月 3 日まで
私は、平成元年 12 月 6 日から 5 年 1 月 5 日までの期間、A社の総務部門の顧問として勤務していた。厚生年金保険の記録では、同社に勤務していた期間の加入記録が無い。2 年 12 月 3 日までは厚生年金保険に加入していたはずであることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する名刺及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は申立期間である平成元年 12 月 6 日においてA社での厚生年金保険被保険者資格を取得したものの、2 年 2 月 16 日付けで当該記録の取消処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録から、A社において申立期間を含む昭和 62 年 7 月 1 日から平成 5 年 1 月 1 日までの期間に被保険者資格を取得している被保険者は 30 名いるが、このうち、資格取得日等に係る記録の取消処理が行われているのは申立人のみであることが確認できる。同社の元役員は、「本人からの申出等の理由が無ければ取消処理は行わない。」と回答しているほか、当該取消処理が行われた当時の同社の経営状況及び申立人の勤務実態について複数の同僚は、「経営状況は問題無く順調だった。」「申立人の勤務は、入社当時は常勤ではなかった。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、申立人は、平成元年 5 月から旧厚生年金

保険法の規定による老齢年金を受給し、申立期間においても当該老齢年金を受給していることが確認できるが、当時は、被保険者が老齢年金を受給する場合、標準報酬に応じて支給停止が行われる制度であったところ、申立人については、申立期間において、支給停止が行われていない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月頃から 42 年 2 月頃まで
② 昭和 42 年 3 月頃から 44 年 4 月頃まで

申立期間①において、私は、A社でC業務をしていた。

申立期間②において、私は、B社でD業務をしていた。

両社とも、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを覚えているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、A社は厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

また、申立人がA社で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚は、「A社は個人の会社だったので厚生年金保険に加入していない。厚生年金保険料を給与から控除されていない。」と述べているところ、当該期間に厚生年金保険の記録は無い。

さらに、A社の商業登記が管轄する法務局において確認できないことから、同社、事業主及び役員から申立人の厚生年金保険料控除等について聴取することができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間②について、申立人の具体的な記憶から、申立人が当該期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、B社は厚生年金保険の適用事業所

になっていないことが確認できる。

また、B社の商業登記が管轄する法務局において確認できないことから、同社、事業主及び役員から申立人の厚生年金保険料控除等について聴取することができない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月から24年2月まで

私は、昭和20年4月に大学に入学し、申立期間にB社4階にあったA事業所において、D業務に従事したが、年金の記録となっていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、A事業所に在籍していたことは推認できる。

しかし、進駐軍労務者については、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日付け厚生省保険局長通知）により、おおむね昭和24年1月1日を期して資格を取得させることとされており、A事業所を管轄する渉外労務管理事務所の厚生年金保険の適用は同年4月1日となっていることから、当該期間において厚生年金保険の適用がなかったところ、申立人及び申立人から名前の挙がった同僚3名を含め402名が同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びC事務所の回答による申立人の厚生年金保険の被保険者期間は、昭和24年4月1日から同年10月25日までとなっており、全て一致している。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月1日から61年1月1日まで
私は、昭和60年4月中旬にA社に入社し、同年5月から同年7月まで研修を受け、同年8月から正社員となり年末まで勤務し、厚生年金保険料を控除されていた。しかし、厚生年金保険の記録では、58年10月1日に同社において被保険者資格を取得し、59年3月10日に同資格を喪失したことになっている。私が、同社で正社員として勤務したのは、60年8月1日から同年の年末までの期間なので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年3月31日までB社に嘱託として勤務していたので、A社で厚生年金保険の記録がある58年10月1日から59年3月10日までの期間については同社で勤務できるはずがなく、同社における被保険者期間は申立期間であったはずであると述べている。

しかし、B社に申立人の勤務期間について照会したところ、同社は、「申立人は、昭和48年6月15日に当社に入社し、同年9月1日に職員登用され、57年3月1日に嘱託編入、同年3月24日に当社を退社後、再度、同年11月30日に嘱託として入社し、58年3月13日に当社を退社した。」と回答している。

また、A社C支社が保管する年間退職者リスト（58年度）、厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人は、昭和58年10月1日に同社に入社し、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、59年3月10日に同資格を喪失したことが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、申立人は、昭和60年8月頃、息子がC病院に入院した際、A

社の同僚が見舞いに来た記憶があり、申立期間は同社に勤務していたとしていることから、C病院に照会したところ、同病院は、「保存期間が経過しているため、不明である。」と回答している。

このほか、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 1 日から 44 年 6 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、B市にあったA事業所に勤務していた昭和 42 年 11 月 1 日から 44 年 6 月 1 日までの期間の記録が無い。給与から厚生年金保険の保険料を控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していたA事業所の所在地とC会が保管していた資料に記載されている所在地とが一致すること、及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所になっていない上、C会が保管する同事業所の開設届に「自己開業、従業員は3名」と記載されていることから、申立期間当時、A事業所は適用事業所の要件を満たしていなかった可能性もうかがえる。

また、申立人は、申立期間当時の同僚等の氏名を記憶していない上、A事業所の開設者は連絡先が不明なため、申立人に係る供述を得ることができない。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
私は、昭和 28 年 10 月 26 日から 31 年 2 月 24 日まで A 内の B 社で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。
申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は昭和28年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社は、A内において、当初、子会社のC社の名称で社会保険に加入していたところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和28年10月30日と記されている上、健康保険被保険者証を返納したことを意味する「返」の印が確認でき、手続に不自然なところは見当たらない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録とオンライン記録は一致している上、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人と同日の昭和28年10月30日に被保険者資格を喪失している同僚33名は、全員がオンライン記録における資格喪失日も同日であることが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえ

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 43 年 4 月に A 事業所に就職し、日勤や夜勤をこなしていたが、50 年 3 月に専門学校入学のため、退職した。そのうち、45 年 6 月 1 日から 50 年 3 月 31 日までの期間は、C 共済組合員期間として退職一時金を受給済みとのことであるが、申立期間は、厚生年金保険に加入していたはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 組合保管の申立人の退職に係る資料及び雇用保険被保険者記録から、申立期間において A 事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 事業所は、オンライン記録及び年金機構の回答から、C 共済組合の設立により、昭和 34 年 1 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人と同期入社と同僚は、自身と申立人は、就職後 2 年間は専門学校に通学しながら半日だけの勤務であったため、当該期間は見習期間であったと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月頃から 51 年 11 月頃まで
② 昭和 51 年 12 月 1 日から 52 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 52 年 1 月頃から同年 6 月頃まで

私は、昭和 49 年 1 月頃から 51 年 11 月頃まで A 社 B 支店に、同年 12 月 1 日から同年 12 月 31 日まで C 事業所に、52 年 1 月頃から同年 6 月頃まで D 社 E 支社に勤務していた。しかしながら、それぞれの期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いので、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたパスポートに記載されている勤務先企業名及び所在地と、事業主回答に記載されている A 社 B 支店の住所は一致することから、申立人が同社 B 支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主は、当該期間も含め A 社 B 支店は日本の厚生年金保険の適用事業所ではないと回答している。

また、申立人は、「F 国に渡航し、現地で A 社 B 支店の面接を受けて、同社 B 支店に採用され、同国の厚生年金保険に加入した。」と述べている。

申立期間②について、申立人は、C 事業所に勤務していたと主張しているが、同事業所及び同事業所を運営していた G 社の同僚に申立人を記憶している者は無く、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

また、C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び G 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は見当たらず、健

康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、申立人は、D社E支社に勤務していたと主張しているが、同社は、オンライン記録において、適用事業所となった記録は無い上、I社は、申立人が主張する事業所名が存在しないこと、及び申立人の主張する業務についても同社と関連会社では行っていないことを回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

また、申立人が勤務していたと主張する地域近隣に関連会社及び代理店が存在していたかを関係事業所及び市役所等に確認したが、当該期間に同地域近隣に関連会社及び代理店等があったとの証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間①から③までについて、事業主は関係資料を保管していない上、申立人も給与明細書等、厚生年金保険料控除について確認できる関連資料を所持していないことから、保険料控除について確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月頃 から 41 年 12 月頃まで
② 昭和 44 年 2 月 27 日から 47 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 52 年 4 月 1 日から 53 年 7 月頃まで

私は、A社に昭和 40 年 5 月頃に入社し、41 年 12 月頃に退社するまで勤務したが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。また、B社に 43 年 9 月 15 日に入社し、52 年 3 月 31 日に退社するまで継続して勤務したが、44 年 2 月 27 日から 47 年 1 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。さらに、C社に 52 年 4 月 1 日に入社し、53 年 7 月頃に退社するまで勤務したが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。それぞれの期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、事業所の所在地、業務内容及び会社の内情を具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が記憶する住所及び商業登記簿謄本で確認できる住所において、A社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い。

また、現在の事業主は、「会社設立時から現在に至るまで厚生年金保険には加入しておらず、従業員の給料から保険料は控除していない。」と証言している。

さらに、申立人は、当時の同僚の名前については、名字のみの記憶であることから、同僚調査が行えず、当時の状況が確認できない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立期間②のうち、昭和46年3月1日から47年1月1日までの期間、申立人はB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、「数週間会社に連絡せず会社を休むようなことがあれば、いろいろなことを総合的に判断して、退職扱いにすることはある。」と述べているところ、申立人は、「会社に連絡せず休んだことは、1、2週間ぐらいならある。」と述べている。

また、事業主は、「原則として、正社員なら雇用保険、厚生年金保険及び健康保険に加入させるが、本人が加入しない旨の意思を示せば加入させなかった。仕事が少なくなると、日雇の方が手取額が良くなるので、日雇を希望する者もいた。」と述べているところ、複数の同僚がその旨の話を聞いたことがあると回答しており、同社では当時、本人の希望により、厚生年金保険に関する取扱いが異なっていたことがうかがえる。

さらに、事業主が保管している失業保険被保険者資格取得確認通知書欄外に昭和44年2月26日の記載があり、これは離職日と考えられ、オンライン記録における申立人の同社の被保険者資格喪失日は当該離職日の翌日となっており、両者の喪失記録は一致している。

加えて、申立人が昭和47年1月1日にB社において再度資格を取得した時に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では、以前とは別の番号が払い出されている上、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得日も同日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間③について、雇用保険の加入記録及び事業主の証言から、申立期間③のうち、昭和52年4月1日から53年3月14日までの期間（以下「在職期間」という。）において、申立人がC社に勤務していたことが認められる。なお、申立人は同年7月頃まで勤務していたと主張しているが、事業主は、「退職以外で雇用保険を途中で喪失させることは無い。」と供述している。

しかしながら、C社は昭和53年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の在職期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C社の事業主及び申立人が名前を挙げた同僚2名は、同社が適用事業所となった昭和53年4月1日以降の同社での厚生年金保険の加入記

録が確認できる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 10 日から 45 年 4 月 16 日まで
② 昭和 47 年 4 月 1 日から 50 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、A社及びB社に勤務していた期間については脱退手当金を支給済みとのことであった。しかし、脱退手当金を受給していないので、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、申立人の同社における厚生年金保険の記号番号は、申立期間の最終事業所となる同社に係る被保険者資格を喪失した日（昭和 50 年 1 月 1 日）より後の昭和 50 年 1 月 29 日において、A社に係る厚生年金保険の記号番号に変更する旨の重複取消処理が行われたことが記載されているほか、脱退手当金が申立期間に係る最終事業所となるB社での厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の同年4月26日に支給決定されたことを踏まえると、脱退手当金の請求手続に併せて、重複取消処理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間①及び②に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決定伺が年金事務センターに現存しており、申立人の脱退手当金について、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約50日後

の昭和 50 年 2 月 24 日に裁定請求書が受付され、同年 4 月 26 日に脱退手当金が支給決定されていることが確認できるほか、添付すべき退職所得の源泉徴収票の記載にも不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで
② 昭和 46 年 8 月 1 日から 49 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 56 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
④ 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、私がA社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び④に係る標準報酬月額が、各直前月の標準報酬月額より低額となっている。また、申立期間③は、昭和56年4月に昇給したにもかかわらず、当該期間に係る標準報酬月額が変更されていない。

調査の上、申立期間①から④までについて、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 39 年 11 月 12 日にA社F支店から同社C支店に異動した際、標準報酬月額が 26 万円（16 等級）から 24 万円（15 等級）へ下がっているが、異動後に標準報酬月額が低額になるのはおかしいと主張している。

しかしながら、オンライン記録において、申立人が勤務していたA社F支店から同社他支店へ異動した 28 名の同僚の標準報酬月額の推移を調査したところ、うち 11 名は、申立人と同様に異動後の標準報酬月額が異動前よりも低額となっていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額が異動後に低額となったことについて、不自然な事務処理が行われた事情は見当たらない。

また、B社が提出した申立人の人事記録には、当該期間に係る異動前のA社F支店での職務内容は「H係及びI係」、異動後の同社C支店での職務内容は「H係」と記載されているところ、申立人は、「H係は残業が無いが、I係は残業がある。」旨を供述していることから、A社F支店から同社C支店に異動になったことに伴い残業が少ない職務内容となったため、異動後の標準報酬月額が低額になったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人は、当該期間の給与は昇給しているにもかかわらず、標準報酬月額が低額に変更されているのはおかしいと主張している。

しかしながら、オンライン記録により、申立人が当該期間に勤務していたA社D支店に係る25名の同僚の標準報酬月額の推移を調査したところ、そのうち10名が、申立人と同じ昭和46年8月1日付けの随時改定において標準報酬月額が低額に変更されている上、当該10名のうち1名は、標準報酬月額が7等級低下していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額が同僚の取扱いと異なる不自然な事務処理が行われた事情は見当たらない。

また、申立人が提出した昭和46年12月分、47年4月分及び同年12月分の給与明細書の厚生年金保険料控除額欄に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録において、各控除月に係る標準報酬月額と一致していることが確認できる。

申立期間③について、申立人は、昭和56年4月に昇給したにもかかわらず、当該期間の標準報酬月額が変更されていないのはおかしいと主張している。

これについては、厚生年金保険法の規定により、固定的賃金の変動月以降3か月間に支払われた報酬額の平均月額が該当する標準報酬月額の等級区分と現在の等級に2等級以上の差が生じた場合、随時改定として、標準報酬月額の月額変更処理を行うこととされているところ、B社が提出した人事記録及びオンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、申立人が昇給した昭和56年4月から3か月を経過した同年7月1日において29等級（28万円）から32等級（34万円）に変更されていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額は、同年4月1日付けの昇給に伴い、同年7月1日において随時改定が適正に行われていることが確認できる。

申立期間④について、申立人は、当該期間の給与は昇給しているにもかかわらず、標準報酬月額がそれまでの期間より減額されているのはおかしいと主張している。

しかしながら、オンライン記録において、申立人が当該期間に勤務していたA社E支店に係る88名の同僚の標準報酬月額の推移を調査したところ、そのうち34名が申立人と同様に定時決定において標準報酬月額が減

額されていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額が同僚の取扱いと異なる不自然な事務処理が行われた事情は見当たらない。

また、申立期間②から④までについて、G厚生年金基金が提出した加入員台帳に記載されている申立人の標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、同社は、社会保険事務所（当時）に対しオンライン記録どおりの届出を行ったものと認められるほか、申立期間①から④までについて、オンライン記録において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

さらに、B社は、申立期間②から④までについて、申立人の当該期間の標準報酬月額は、G厚生年金基金の保管するA社に係る加入員台帳に記載されている月額であり、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料は給与から控除していないと回答している。

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和46年12月分、47年4月分及び同年12月分以外の期間に係る給与明細書を保管していない上、B社が提出した申立人の人事記録には、申立人が主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる記載は見当たらない。

このほか、申立期間①から④までの期間について申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までについてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 20 日から 53 年 9 月 21 日まで
私は、昭和 50 年 8 月 20 日から平成 12 年 5 月 11 日まで、A社に勤務していたが、昭和 50 年 8 月 20 日から 53 年 9 月 21 日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職金明細書の入社年月日及び同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の被保険者資格取得日及び「被保険者資格喪失確認通知書」の資格喪失日は、オンライン記録と一致しており、手続に不自然なところは見当たらない。

また、申立人及び申立期間当時に勤務していたとする複数の同僚の雇用保険の被保険者期間は、厚生年金保険の被保険者期間と一致していることが確認できる上、これらの同僚は、入社してしばらくは厚生年金保険に加入していない旨供述している。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行ったとするA社の事務担当者は、申立人について、「当時、社会保険事務所（当時）から指導を受け、厚生年金保険に加入していなかった社員をまとめて加入させており、その中の一人である。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 2 月から平成 20 年 11 月まで、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間の標準報酬月額が 47 万円となっており、給与明細書に記載されている総支給額よりも低いので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、50 万円と記録されていたが、平成 7 年 8 月 4 日付けの「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（訂正）」により、47 万円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社から提出された平成 6 年 8 月 1 日付けの「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」により、申立人の標準報酬月額は、47 万円と決定されるべきところを誤って 50 万円と決定されていたことが確認でき、このことについて、年金事務所は、「当初の標準報酬月額の決定に誤りがあり、後に誤りに気づき、訂正となった。」旨を回答している。

また、申立人が保管している給与明細書から、申立期間の厚生年金保険料は、当初決定された標準報酬月額（50 万円）に基づいた金額を控除されていたことが確認できるが、A社から提出された平成 7 年 10 月分給与明細書及び「給与データ確認リスト」において、申立人の同年 9 月の厚生年金保険料は、標準報酬月額（53 万円）に見合う控除額よりも低額となっているところ、このことについて、同社は、申立人の申立期間の標準報酬

酬月額の訂正による保険料の超過控除分を同年9月の保険料と相殺することで返金した旨を回答している上、申立人も、当時、同社から同様の説明を受けた旨を供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 5 日から 46 年 4 月 1 日まで
私は、臨時職員としてA社（現在は、B社）に昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月末まで勤務していたにもかかわらず、ねんきん特別便では、45 年 4 月 8 日から同年 7 月 5 日までの厚生年金保険の加入記録しか無い。同年 7 月に辞めて貯蓄の無い中で 46 年 3 月まで短期のアルバイトをするという事は、一人で生活するという私の置かれていた状況から考えてあり得ない。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 3 月末日付けをもって退職したと主張しているが、B社が保管する申立人に係る人事異動通知書によると、申立人は 45 年 4 月 8 日に採用され、同年 7 月 4 日に退職したことが確認できる。

また、B社が保管する申立人の「辞職願」には、昭和 45 年 7 月 4 日付けで辞職したい旨の記載があり、申立人の押印があることが確認できる。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶していない上、申立期間当時、臨時職員として勤務していた同僚 28 名に照会を行ったところ、22 名から回答があったが、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人は昭和 45 年 4 月 8 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 7 月 5 日に同資格を喪失しており、オンライン記録と一致している上、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていた

ことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか申立人の申立期間における保険料の控除がうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4976 (事案 2843 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年2月6日から29年1月4日までの期間及び同年4月1日から31年7月2日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和31年7月2日から34年7月26日までの期間及び同年7月26日から41年7月5日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年2月6日から29年1月4日まで
② 昭和29年4月1日から31年7月2日まで
③ 昭和31年7月2日から34年7月26日まで
④ 昭和34年7月26日から41年7月5日まで

私が、年金受給の手続に行った時、記録では昭和29年1月4日付け資格取得の会社名がB社(現在は、D社)との記載があった。

私は、複数の厚生年金保険被保険者証を提出し、B社はA社を退職後に勤務した会社であり、同社には昭和27年2月から勤務していた旨を社会保険事務所(当時)に伝えた。その後、ねんきん特別便が自宅に届き、29年1月4日に被保険者資格を取得した会社名がA社に訂正されていただけで、資格取得日の訂正は無かった。第三者委員会に申立てを行ったが記録の訂正はできないとの返答であった。しかし、新たな資料や情報は無いものの、私は、27年2月6日からA社に勤務していたので、再度第三者委員会で審議してほしいと再申立てをしたが、前回と同様に記録の訂正はできないとのことであった。年金事務所で同僚の記録を見たが納得がいかないので新たな周辺事情は無いが、再度第三者委員会で審議してほしい。

私は、昭和29年4月に、B社が行った春の定期募集に応募し、同社

に入社したが、同社の人事記録には 31 年 6 月 2 日入社となっており、厚生年金保険の資格取得日が同年 7 月 2 日となっているので、申立期間を同社に係る厚生年金保険被の保険者期間として認めてほしい。

また、B社に係る厚生年金保険の被保険者期間の標準報酬月額が、当時受け取っていた報酬額より低く記録されている。同社に入社した際の初任給が 1 万 2,000 円だったと記憶しているので記録の訂正をしてほしい。

C社（現在は、E社）に係る厚生年金保険の被保険者期間の標準報酬月額が当時受け取っていた報酬額より低く記録されている。同社に入社した時の初任給は 3 万 6,000 円だったと記憶しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と同じ厚生年金保険被保険者の資格取得日となっている複数の同僚は、その記憶する入社時期の約 1 年から 2 年後に被保険者資格を取得しており、複数の同僚から「入社と同時に厚生年金保険には加入していなかった。」「組合活動が活発になり、その後、厚生年金保険に加入したと思う。」との供述が得られた上、A社の役員は「昭和 20 年後半に組合活動が活発になり、労働条件を整備したと聞いたことがある。」と述べていることから、同社では、申立期間においては入社してもすぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな周辺事情は無いが、確かにA社に入社した日は昭和 27 年 2 月 6 日だったと主張するが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、年金事務所で同僚の記録を見たが納得がいかないので新たな周辺事情は無いが、確かにA社に入社した日は昭和 27 年 2 月 6 日だったと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

申立期間②について、申立人は、2つの事業所において同時期に勤務したことは無いと述べているところ、申立期間のうち昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 6 月 5 日までの期間は、ほかの事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間である。

また、申立人は、昭和 29 年 4 月に、B社が行った春の定期募集に応募して同社に入社したと述べているが、同年 4 月 1 日に同社に係る厚生年金保険の被保険資格を取得している同僚は、同日の定期採用者の中に申立人

はいなかったと述べている上、D社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の備考欄には、申立人の入社日が31年6月2日と記載されていることが確認できる。

さらに、D社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に記載のある申立人を含む5名のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日を見ると、入社日と同日に資格を取得した者はおらず、入社日の1か月から2か月後に資格を取得していることが確認できることから、同社は入社から一定期間において被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

加えて、申立人は、B社に入社した際に約1か月間の試用期間があったと述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、当時受け取っていた給与額よりオンライン記録の標準報酬月額が低いと申し立てているが、B社の複数の同僚は、当時受け取っていた給与額と、社会保険事務所に届け出された標準報酬月額の相違は無いとしている。

また、当時の給与明細書等を所持している者はおらず、当時の状況が確認できない上、申立人と年齢が近い複数の同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額で推移していることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらないほか、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみても、標準報酬月額が訂正処理された形跡は認められない。

さらに、D社は、当時の資料が無いとしており、申立てどおりの標準報酬月額に見合う保険料控除を行ったかについて確認できない。

申立期間④について、申立人は、当時受け取っていた給与額よりオンライン記録の標準報酬月額が低いと申し立てているが、C社の複数の同僚は、当時受け取っていた給与額と、社会保険事務所に届け出された標準報酬月額の相違は無いとしている。

また、当時の給与明細書等を所持している者はおらず、当時の状況が確認できない上、申立人と年齢が近い複数の同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額で推移していることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらないほか、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみても、標準報酬月額が訂正処理された形跡は認められない。

さらに、E社は、当時の資料が無いとしており、申立てどおりの標準報酬月額に見合う保険料控除を行ったかについて確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間③及び④についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 34 年 5 月 20 日まで

私は、昭和 32 年 9 月 1 日から 34 年 8 月 28 日までの期間に A 社に C 職として継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録によると、A 社本社に勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者期間となっていない。

A 社 B 工場に勤務していた期間については、厚生年金保険の被保険者期間となっており、同社本社に勤務していた期間についても当然加入していたはずである。

毎月の給与から保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の代表取締役及び同僚の供述により、申立人は申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該代表取締役は、「申立期間当時、A 社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、給与から保険料を控除していない。」と回答しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 35 年 12 月 1 日と記載されており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、当該代表取締役及び同僚は、A 社が適用事業所になった昭和 35 年 12 月 1 日に、同社において初めて厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立期間については厚生年金保険被保険者となっていない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についてうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月 1 日から 51 年 9 月 1 日まで
私は、昭和 49 年 3 月 1 日から 52 年 11 月 29 日に退職するまで、A社に勤務し、主にB社（現在は、E社）に派遣され工事現場で勤務していた。年金記録を見ると、C社に派遣されF職の見習工としてD町の現場で勤務した3か月間及びその後のB社の現場に勤務した6か月間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していた。A社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間にA社に在籍し、D町にあったC社の工事現場及びB社の工事現場に勤務していたことがうかがえる。

しかし、同僚は、「申立期間当時、ほかの事業所の現場に行くよう指示された複数の同僚がいる。」と証言しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人が同社の被保険者資格を喪失した昭和 50 年 12 月 1 日に同資格を喪失し、申立人が同資格を再度取得した 51 年 9 月 1 日に同資格を取得している同僚が複数いることが確認できる上、当該同僚に照会しても、申立人及び同僚自身の保険料控除に係る証言は得られなかった。

また、申立人はC社について個人経営の事業所だったと述べているが事業主の名前を覚えておらず、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡しており、当時の状況は不明である上、E社は、申立期間当

時の人事に関する記録は保存期間経過のため残っておらず不明としている。

加えて、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和50年12月1日における資格喪失に伴う健康保険被保険者証返納日の記載については確認できないが、申立人と同日又は1か月後に被保険者資格を喪失している複数の同僚の同被保険者原票には、資格喪失後間もなく健康保険被保険者証が返納された記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月10日から55年1月21日まで
私は、昭和54年5月10日にA社に入社し、55年8月30日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同年1月21日となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶、同僚の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人の上司は、「原則、試用期間の6か月間は社会保険に加入させていなかった。試用期間は、その間の出勤率等により延びることもあった。」と証言している上、当該事業所の合併後の持株会社であるB社の担当者は、「当時、試用期間の6か月間は加入させていなかった。また、6か月は目安であり、前後に入社した者の届出や事業所の事務の締め日等により柔軟に行っていた。」と証言している。

また、申立人を記憶している同僚は、「臨時雇いの者はすぐには厚生年金保険への加入手続を取ってもらえなかった。昔のことなので、期間は覚えていないが、私もしばらくしてから加入した。」と証言している。

さらに、C健康保険組合の保管する健康保険被保険者台帳には、昭和55年1月21日に資格取得、同年8月31日に資格喪失と記録されており、厚生年金保険のオンライン記録と一致している。

加えて、A社に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿において申立人は、昭和55年1月21日に被保険者資格を取得し、同年8月31日に同資格を喪失していることが確認でき、これはオンライン記録と一致している

上、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号の整理番号に欠番は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 7 月 1 日から 57 年 3 月 31 日までの期間、A社においてパートタイマーの事務員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録では、厚生年金保険被保険者となっていない。

毎月の給与から保険料も控除されていたので、給与明細書等の保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「人事記録等当時の資料は保管していないが、A社ではパートタイマー、アルバイト等の臨時従業員については社会保険に加入させていない。」と回答している。

また、当時の申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、申立期間に係る昭和 55 年 7 月 1 日から 56 年 10 月 21 日まで、夫の被扶養者となっていたことが確認できる。

さらに、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が無いことに加え、申立人は当該期間に係る給与明細書等を保管していないため、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についてうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月頃から 63 年 5 月頃まで

私は、昭和 60 年 8 月頃から 63 年 5 月頃まで A 事業所に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 事業所に勤務していたと述べている。

しかし、A 事業所はオンライン記録において厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人は事業主の氏名を覚えておらず、申立期間当時、同社が入居していたビルを管理していた B 社は、「A 事業所はビルのテナントではあったが、同社に係る契約書等の書面は無く事業主の氏名等は分からない。」と回答しており、事業主の連絡先も不明なことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立期間における、勤務実態及び保険料控除をうかがえる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月頃から 21 年 9 月頃まで
私は、昭和 20 年 10 月頃から 21 年 9 月頃まで疎開先の B 町にあった A 社に勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が述べている申立期間当時の A 社の所在地と同社が提出した社史により確認できる所在地が一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A 社は、「申立期間当時の書類は無く、不明。」と回答している上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が名前を挙げた上司の氏名は確認できない。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる 8 名のうち、3 名は既に死亡し、ほかの 5 名は連絡先が確認できないため、申立人の勤務実態を確認できない。

加えて、上記の被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 30 日から 60 年 8 月 23 日まで
私は、A社を退職後、1か月ぐらいでB社（現在は、C社）に勤務した。途中で勤務内容が変わることになったため、次の会社へ転職した。仕事を変える時は次の職場を決めてから退職するように心掛けてきたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 9 月 30 日から 60 年 8 月 23 日までB社に勤務していたと述べており、申立期間のうちの 59 年 4 月 1 日から 60 年 4 月 27 日までについては、同社において雇用保険の被保険者となっていることが確認できる。

しかし、申立人が名前を記憶している同僚は、B社で厚生年金保険の被保険者記録が無い上、連絡先が不明のため申立人の勤務実態についての証言を得ることができない。

また、申立期間において、B社で厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚に照会したところ、2名から回答があり、このうちの1名は、「厚生年金保険の加入については、B社に入社する時にお願いして入れてもらった。」と証言している上、C社からの回答でも、「申立期間当時、厚生年金保険については個人の希望に基づき加入させていた時期であった。」と回答している。

さらに、申立人は、「社会保険には当然加入するものとして、特に会社に厚生年金保険の加入について申し出たことは無い。」と述べている。

加えて、C社は、申立期間に係る資料を保管していないとしていることから、申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について確認することがで

きない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 5 月 1 日から 62 年 5 月 1 日まで
② 平成 2 年 1 月 21 日から同年 3 月 21 日まで

私は、昭和 61 年 5 月 1 日から平成元年 7 月 21 日まで A 社に勤務しており、その間の、昭和 63 年に C 免許を取得した。C 免許の受験資格を得るためには実務期間が 2 年必要だが、ねんきん特別便を確認したところ、A 社の厚生年金保険の資格取得日が 62 年 5 月 1 日になっており、必要な実務期間を満たせないことになってしまう。

また、B 社には 6 か月の契約で勤務し、期間満了で辞めたので、平成 2 年 3 月 20 日まで勤務したはずである。

どちらの記録も相違しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主の証言から、申立人が当該期間において A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社は申立人の厚生年金保険の加入手続について、「当社において試用期間は無いが、申立人については、業務に関しての経験が無く、勤務が続くかどうか、しばらく様子を見るため、厚生年金保険にすぐには加入させなかった。」と述べている。

また、申立人が記憶する同僚の一人は、「申立人は見習だったと思うが、見習の厚生年金保険の加入については分からない。」と述べている上、ほかの同僚からも、厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は所持していない。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務期間6か月の契約で入社し、期間満了まで勤務したと主張しているが、雇用保険の記録では申立人の離職日は平成2年1月20日となっている上、申立人が13年に勤務したC社に提出した履歴書には、B社に勤務していた旨の記載が無いことから申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、申立人が記憶する同僚及びB社に係るオンライン記録において当該期間に被保険者記録のある同僚から、厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができなかった。

さらに、B社は既に解散しており、事業主も死亡していることから、申立人の保険料控除に係る関連資料を得ることができない。

加えて、オンライン記録から、平成2年1月21日の資格喪失の届出が同年2月1日に行われ、同日に健康保険被保険者証が回収されたことが確認でき、一連の手續に不自然さは見当たらない。

また、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほかに、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から 47 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 42 年 10 月から 50 年 5 月 31 日まで A 社に B 職として勤務していた。同社の厚生年金保険の新規適用日が 45 年 1 月 1 日であるならば、42 年から勤めていたので、45 年 1 月 1 日から 47 年 10 月 1 日までの期間も当然、厚生年金保険の被保険者期間である。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の履歴書及び同僚の証言により、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時の総務担当者は、「正社員には入社試験があった。申立人はフリーの契約社員（以下「契約社員」という。）の B 職であり、正社員の B 職と全く違う扱いだった。」と供述しており、申立人は、「A 社には、正社員ではなく依頼されて契約社員として入社した。出勤時間は自由で全くの自主管理制だった。普段は正社員とは全く異なった扱いであった。」と供述している。

また、正社員の B 職であった同僚は、「当時 A 社には、正社員の B 職と契約社員の B 職がいた。正社員の B 職は会社から給与が出て、厚生年金保険に加入していた。しかし、契約社員の B 職は、事業ごとの契約で事業の予算の中から給与が支払われていたので、厚生年金保険には加入していないと思う。」と供述している。

さらに、申立人及び別の正社員の B 職であった同僚が、契約社員であったと記憶している B 職の同僚 2 名には、申立期間当時の A 社における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

加えて、申立人は、昭和 45 年 9 月から 48 年 6 月まで、国民年金に任意加入し、保険料を納付済みであるところ、申立人が A 社における厚生年金保険に加入した 47 年 10 月以降について、国民年金保険料が還付されていることが確認できる。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録は、昭和 47 年 10 月 1 日から 50 年 6 月 1 日までであり、申立人の厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月31日から23年11月1日まで
私は、昭和20年11月1日にB社（当時の正式名称はC社）に入社以来、同社に継続して勤務していた。21年10月31日に統制令が解除され、同社は解散したが間を空けることなく、同社の承継会社としてA社が新たに設立された。

厚生年金保険の被保険者記録が欠落すること自体考えられないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社及びC社について詳細かつ明確に記憶しており、その内容は当該事業所に係る文献の内容とも一致している。

しかし、C社が昭和21年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、A社は、23年11月1日に適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人はA社で一緒に勤務していた同僚の名前を覚えていない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において被保険者資格を有する複数の同僚に、申立人の勤務実態について確認したところ、「申立人の名前は記憶がある。しかし、私の厚生年金保険の記録については相違していないと思う。」との意見を得たが、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除に係る供述までは得ることができなかった。

さらに、C社及びA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様にC社が適用事業所でなくなった昭和21年10月31日に被保険者資格を喪失し、A社が適用事業所となった23年11月1日に同資格

を取得している複数の同僚が確認できる。

加えて、A社は昭和32年6月26日に、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、同社における申立人の申立期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。